

3. 「暮らし」と「健康」づくり

外国人住民の受入れ環境整備

- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

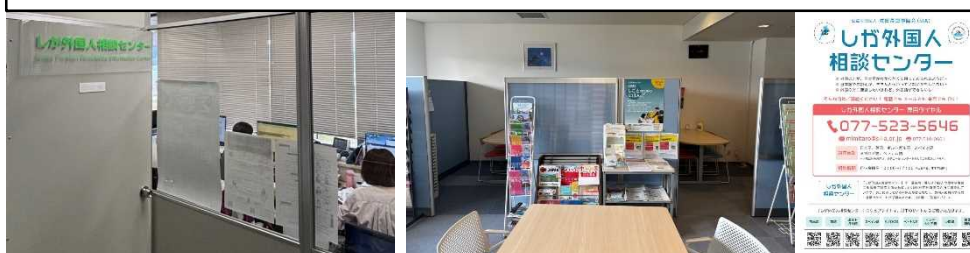
外国人住民向け相談体制への支援強化

- 国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」および「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づく外国人向け相談体制強化に向け、一層の充実と恒常的かつ十分な財政措置を講じること

2. 提案・要望の理由

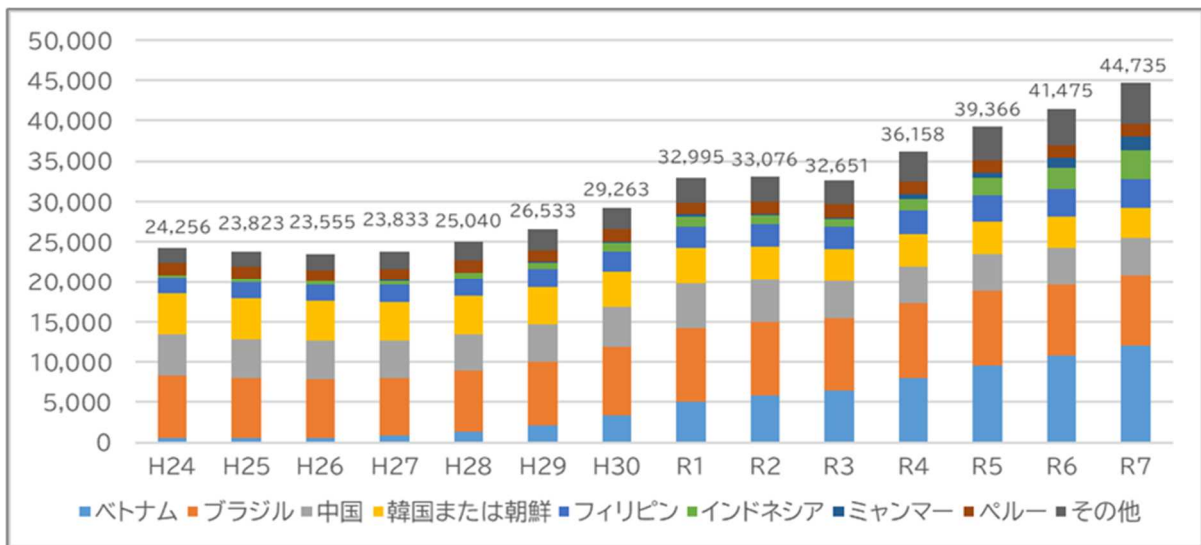
- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」において、外国人向け相談体制の強化は、重点事項の一つに位置付けられ、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施するとされている。
- 国、本県ともに、外国人人口が4年連続で最多を更新している中、多文化共生の地域社会を目指していく上で外国人住民の様々な相談や適切な情報提供に多言語で対応することが重要であり、本県では「外国人受入環境整備交付金」を活用し、ワンストップ相談窓口である「しが外国人相談センター」を設置・運営している。
- しかしながら、令和6年度以降、外国人受入環境整備交付金は、地方自治体からの申請額が予算額を超過することから大幅な減額が続いている。
- 相談窓口での対応内容は多岐にわたり、相談員は単なる通訳や相談のみならず課題解決に向けたソーシャルワーカーの役割も果たしており、現状の相談体制が維持できなければ、外国人県民のセーフティネットとしての機能を担うことができなくなることから、相談体制強化について、恒常的かつ十分な財政措置を講じるよう求める。

「しが外国人相談センター」の設置・運営



(本県の取組状況と課題)

- 令和7年12月末時点で、本県の外国人人口は44,735人となり、4年連続で過去最多を更新。国・地域別では、99の国・地域となっており、多国籍化が進展。

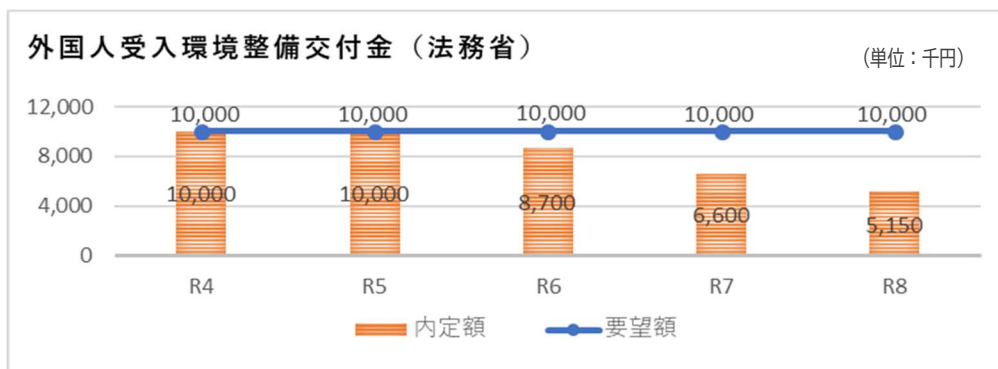


県「外国人の住民基本台帳人口調査」

- 「しが外国人相談センター」の状況

- ・相談員・通訳員の配置(6名):ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語(タガログ語)
- ・電話等を介した対応:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語等
- ・年間相談件数:R2年度1,603件、R3年度2,205件、R4年度2,032件、R5年度1,499件、R6年度1,274件、R7年度1,583件

- 本県の「外国人受入環境整備交付金」の状況



- 課題

- ・外国人住民の抱える問題は多国籍化や高齢化などの影響もあり複雑化している。相談内容は、雇用、医療、教育や住宅など様々な分野にまたがる。相談員は適切な解決策を提供するために、高い専門性と柔軟な対応能力が必要である。
- ・外国人住民が母国語で様々な相談ができる支援窓口として、セーフティネットとしての役割を担うことが求められている。
- ・多様な背景を持つ外国人住民に寄り添った支援を行うため、関連機関等との連携が重要である。

担当: 総合企画部 国際課 TEL 077-528-3063



地域からのジェンダー平等の推進

- ▶ 地域の実情・特性を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を地域から着実に進めることで、すべての人にとって生きやすい社会、活躍できる社会、持続可能な社会を実現する

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

(1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた拠点機能体制の確保にかかる支援

- 住民に身近な市町において、ジェンダー・ギャップ解消の取組が促進されるよう、その地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するための拠点機能を担う体制の確保・運営にかかる新たな財政的支援の制度を創設すること。

2. 提案・要望の理由

(1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた拠点機能体制の確保にかかる支援

- 少子化、人口減少が進む中、我が国が持続的に発展していくためには、誰もが個性や能力を発揮し一人ひとりが幸せを感じる社会の実現を図っていくことが重要であるが、その達成のためにはジェンダー平等の実現が欠かせない。
- 特に地方にとっては若い世代(特に女性)が地元を離れる要因の一つとして、地域に根強く存在する固定的な役割分担意識による生きづらさがあると考えられる中、地域におけるジェンダー・ギャップ解消は喫緊の課題。
- 地方公共団体において男女共同参画センターとしての機能を担う体制の確保を努力義務化した法律が施行され1年近くになるが、県内では新たに拠点機能を担う体制を整備する予定の市町はない。市町へのヒアリングでは、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点機能整備の重要性は認識しているものの、整備に係る施設改修費や相談に必要な臨床心理士等の資格を持った専門人材の確保および人件費等の財政負担が大きな課題であるとの回答を得ている。



《草津市立男女共同参画センター（R3.5設置）》

- 地域において男女共同参画社会の形成の促進に資する男女共同参画センターとしての拠点機能体制を確保・運営するため、施設改修費や相談に必要な専門人材の確保および人件費等、拠点機能体制の立ち上げおよび運営初期に係る新たな財政的支援制度の創設を求めるもの。

(本県の取組状況と課題)

(1) パートナーシッププラン 2030 策定(計画期間 R8.4.1~R13.3.31)

基本理念：一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で誰一人取り残さない、ジェンダー平等社会を目指して～

目指す姿 (基本理念を4つの目指す姿として具体化したもの)

- I 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会
- II 性別にかかわらず一人ひとりが安全・安心に暮らせる社会
- III 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会
- IV 性別にかかわらず一人ひとりが地域や家庭生活などあらゆる分野で活躍できる社会

➔ **重点** 地域における男女共同参画
男女共同参画に取り組むキーパーソン(人材や団体)の育成など

(2) 本県の取組(地域における男女共同参画)

- ジェンダー平等債を発行し、全県で男女共同参画意識を醸成。
- 大学生等若い世代を含む多様な主体が交流し、学びを深め、地域におけるジェンダー平等を推進する事業を実施。地域における男女共同参画の取組を担うキーパーソンを育成。
- 県内の相談員を対象とした研修の実施による専門スキルの向上。
- 市町の男女共同参画担当職員を対象に効果的な取組推進に向けた講座開催およびネットワークづくりを支援。
- 自治会等地域の様々な活動における方針決定過程における男女共同参画推進にむけた啓発セミナーの開催など。

(3) 拠点の設置状況

施設名	運営方法	設置年月
滋賀県立男女共同参画センター	直営	昭和61年11月
大津市男女共同参画センター	直営	平成14年4月
彦根市男女共同参画センター	直営	平成15年10月
草津市男女共同参画センター	直営	令和3年5月
高島市働く女性の家	指定管理	平成15年4月
米原市男女共同参画センター	指定管理	平成18年4月

県内19市町のうち
5市が設置済
(設置率26.3%)



《県立男女共同参画センター (S61.11 設置)》



《大学生等の若い世代と知事との意見交換会》

担当： 商工労働部 女性活躍推進課 TEL 077-528-3770



外国籍生徒等への修学支援の拡充

- 国籍等により区別することなく、いわゆる高校無償化を実現する

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

外国籍・外国人学校生徒への修学支援の拡充

- 高等学校等就学支援金新制度の対象外となった一部の外国籍および外国人学校の生徒が、新制度と同等の水準で支援が受けられるよう制度を見直すこと

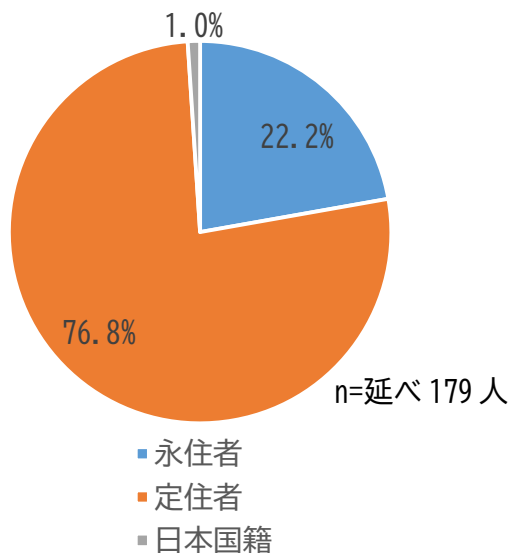
2. 提案・要望の理由

- 令和8年4月から、留学等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者は、高等学校等就学支援金制度の対象外になるとともに、各種学校のうち外国人学校を指定する制度が廃止されたことにより、外国人学校の生徒は国籍や在留資格に関わらず制度の対象外となった。
- 在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り旧制度による支援が継続されるものの、令和8年4月以降の新入生については、一部の外国籍生徒や外国人学校の生徒において、収入要件の撤廃や支援額の拡充が適用されず、同じ高校段階の生徒であっても修学支援に差が生じている。
- 新制度の目的に「我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する」とあるが、本県に所在する外国人学校の生徒は、在留資格が永住者または定住者であり、大半が卒業後も日本国内で就労や進学をするなど、日本社会の中で生活基盤を築いている実態がある。
- このため、国籍等で区別することなく、日本社会に根付いて生活し、地域社会や産業を支える外国人の子どもが安心して学べる環境を整えることが必要である。

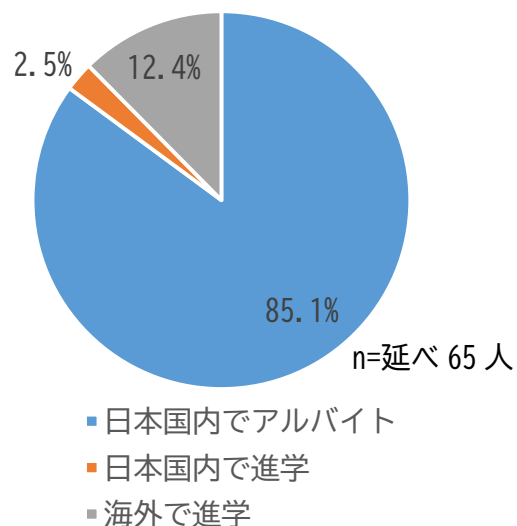
(本県の取組状況と課題)

(1) 外国人学校生徒の状況

○ 在校生の在留資格（過去3年平均）



○ 卒業後の進路状況（過去3年平均）



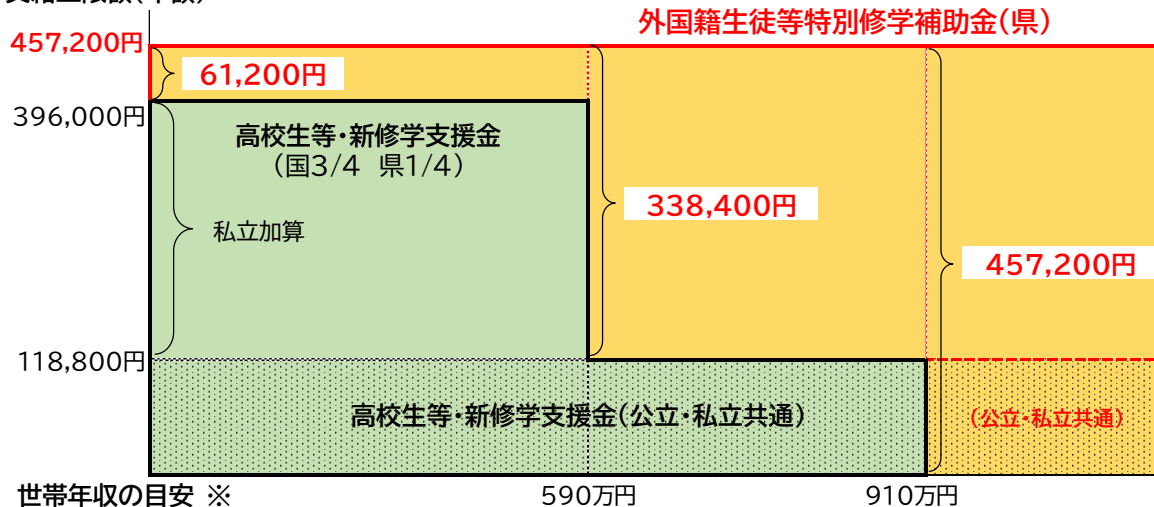
(2) 本県の取組状況

○ 国籍等によって区別することなく、本県で学ぶ子どもたちが同等の水準で支援が受けられるよう、本県独自で追加の支援を行う補助制度を創設

○ 令和8年度当初予算として、15,041千円を計上

（県内私立高等学校等の外国籍生徒15人、外国人学校生徒69人を見込む）

支給上限額(年額)



担当：子ども若者部子ども若者政策・私学振興課私学振興係
TEL：077-528-3271

罪を犯した人の更生の推進

- ▶ 大津市保護司殺害事件や保護司法の改正を踏まえ、保護司の活動環境等を改善し、更生保護や再犯防止の取組をより充実させるため、財政支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

(1) 更生保護施設光風寮の建替に係る支援

- 老朽化に伴う更生保護施設の建替に係る支援の充実

(2) 充実した再犯防止推進施策による地域で支える社会の実現

- 社会が多様化する中、罪を犯した人が持つ複雑・複合的な課題に対し、保護司が地域の医療・福祉・就労・教育等の関係者・関係機関とネットワークを構築し、地域社会全体で「息の長い支援」を実施するため、より一層の財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 更生保護施設光風寮の建替に係る支援の充実

- 竣工後 40 年以上経過し、老朽化が進んでおり、貴省の「更生保護施設整備 5 か年計画」においても令和 10 年度の建替が検討されているところ。
- 当該施設は、本県唯一の更生保護施設であり、収容率も高く、矯正施設退所者等が社会参加するうえで重要な施設であるが、委託費や寄付等を主な財務基盤とする更生保護法人が現在の国の補助事業の利用で建替費用を捻出することは困難。補助事業の制度を見直し、支援の充実や新たな加算の創設などにより手厚い支援が必要。

(2) 充実した再犯防止推進施策による地域で支える社会の実現

- 地方公共団体の再犯防止推進施策に対しては、「地域再犯防止推進交付金」により、国の支援が行われているところ。
- 本県では、保護司殺害事件を受け、保護司との意見交換など経て、今年度より保護司を始め福祉、就労、医療・教育、教誨師の関係者等がネットワークを作り、地域の社会資源を提供し合い連携を図る「滋賀 KANAME プロジェクト」など、地域全体で罪を犯した人を支える仕組みづくりに対する支援を独自に開始。
- 法改正に伴う地方公共団体の保護司会等への協力の努力義務化も踏まえ、今後、各地域においてネットワークの構築・拡充を推進するうえで、本事業はモデルとなりうると考えているため、国補助事業において特段の配慮をお願いしたい。

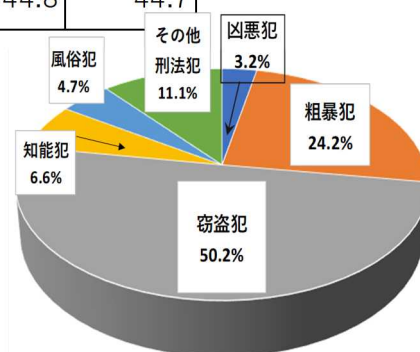
(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- ・令和6年における刑法犯検挙総数 2,397 人のうち再犯者は 1,071 人となっており、再犯者率は 44.7%と高止まりしている。(全国 R6 : 46.2%)

年次	R2	R3	R4	R5	R6
刑法犯検挙総数(人)	1,807	1,893	2,146	2,447	2,397
再犯者(人)	834	868	938	1,097	1,071
再犯者率(%)	46.2	45.9	43.7	44.8	44.7

- ・再犯者を罪種別に見ると最も多いものは「窃盗犯」で、全体の約5割、次に多いものは「粗暴犯」で、全体の約2割となっており、過去3年間においても同様の傾向となっている。



(2) 更生保護施設光風寮の状況

- ・昭和55年に竣工。定員20名
- ・県内唯一の更生保護施設(職員18名)
- ・令和6年度の収容率90.2%



(3) 本県における再犯防止の取組

- ① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援
 - ・地域における再犯防止の推進に資する事業を継続実施
 - ・県地域福祉支援計画における再犯防止の取組に関する記載の充実
- ② 県と更生保護協力組織との連携強化
 - 保護観察終了者等へのフォローアップ支援 (R4~)
 - 新たに令和8年度より、様々な地域の関係者が連携し、立ち直りを支える「滋賀 KANAME プロジェクト」等の地域支援ネットワークの構築・拡充を推進
令和8年度予算額 5,650 千円 (国庫 1,500 千円 一般財源 : 4,150 千円)
- ③ 市町における取組の促進
 - ・県内19市町すべてで再犯防止推進計画が策定済
- ④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進
- ⑤ 更生保護に関する啓発活動
 - ・法務省、保護観察所と連携した啓発の実施

担当：健康医療福祉部
健康福祉政策課
企画調整係
TEL 077-528-3519

障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

2. 提案・要望の理由

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっており、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保が必要。
- 特に市町からニーズの高い移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討が必要。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成28年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくことが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

約1/4

(単位:億円)

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初	R6 補正	R7 当初	R7 補正
国予算額	174	82	<u>48</u>	85	<u>48</u>	99	<u>45</u>	101	<u>45</u>	108	50	101
採択/協議	11/11	6/6	<u>1/7</u>	3/3	<u>1/9</u>	1/6	<u>1/5</u>	2/3	<u>1/3</u>	3/3	1/4	1/2
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%	100%	25%	50%

- 特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。

(2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助(交付決定額(県事業・市町事業計))

(単位:千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国庫所要額	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576	1,304,284	1,301,995
国庫受入額	768,709	793,724	787,225	813,056	717,973	710,435
充足率	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%	55.0%	54.6%

- 特に移動支援事業および日中一時支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費のおおよそ半分を占める事業であり、特に手厚い補助や個別給付化を求める声が市町からあがっている。

(3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R7年度にかけて全国32か所で開催・オンライン開催1回)
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。(27道府県で実施)
- 厚生労働省の「令和7年度共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究」に滋賀県も参画

担当：健康医療福祉部障害福祉課
 (1) 事業所指導・人材確保係
 TEL 077-528-3544
 (2)、(3) 企画・共生推進係
 TEL 077-528-3542

医療機関への支援について

- 近年の物価高騰等の影響を踏まえ、診療報酬を大幅に改定いただいたところであるが、今後も医療機関は、国際情勢の影響等、予見できない急激な変化に直面することも想定されるため、機動的な財政支援等により、安定的な医療提供体制を維持していくことが急務

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

物価高騰等に対応した診療報酬の改定や財政支援の実施

- 現場の実情を踏まえ診療報酬を改定いただいたところであるが、改定後も物価高騰等により経営状況に影響を及ぼす場合には、必要に応じて診療報酬の適時の見直しを検討するとともに、機動的な財政支援を講じること。
- また、今後さらに国際情勢が悪化し、必要な資材や燃料の供給に大きな影響が生じた場合には、安定的な確保に向けた対応を行うこと。

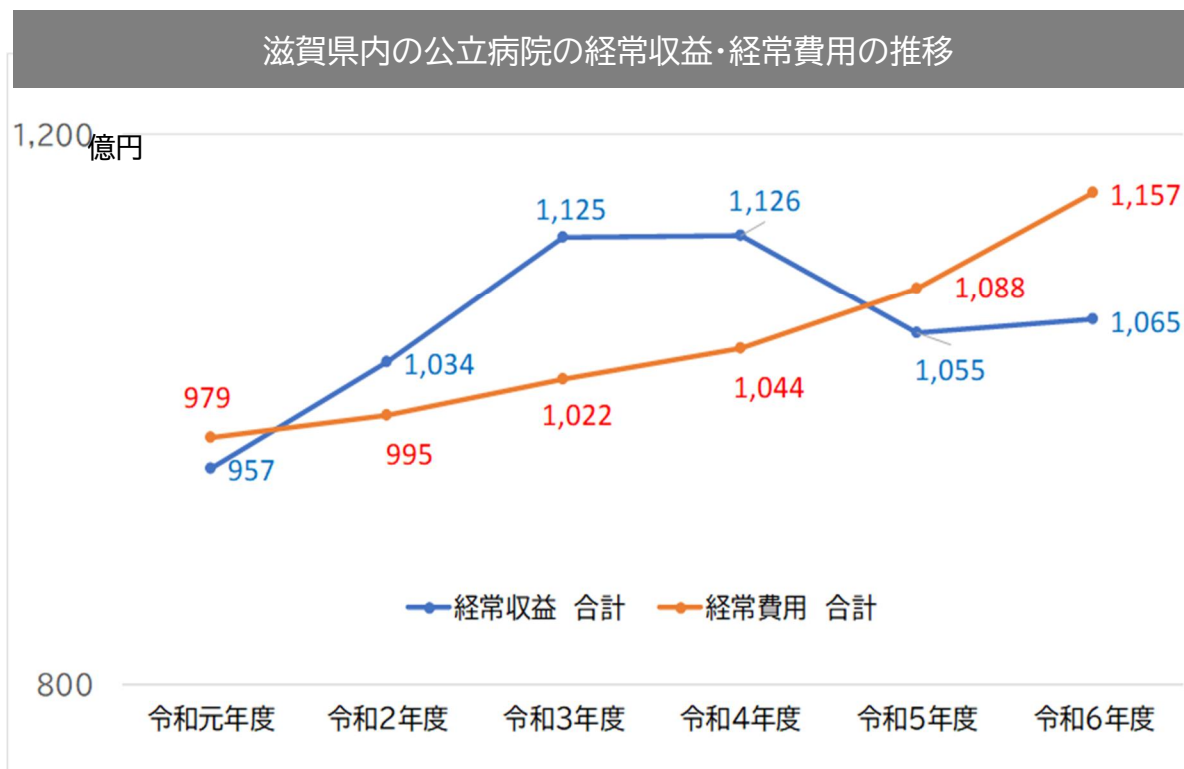
2. 提案・要望の理由

- 近年の物価や人件費の高騰、エネルギー価格の上昇は、医療機関の経営に大きな影響を及ぼしている。
- こうした状況も踏まえ、令和8年度に診療報酬を改定されることとされており、令和7年度補正予算では医療機関における賃上げ・物価上昇に対する支援もいただいているところ。
- しかしながら、昨今の中東情勢の緊迫化により、県内の医療機関からは重油や診療材料が入手困難になっているとの声や今後の高騰を懸念する声が多数届いているところ。
- 診療報酬を基本に経営する医療機関は、物価高騰等の影響を価格転嫁することが困難である。診療報酬改定後も物価高騰等の影響により経営状況に影響を及ぼす場合には、適時適切に診療報酬改定を行う仕組みや、機動的な財政支援の検討を求めるもの。

(本県の取組状況と課題)

県内の公立病院の経営状況

- 県内の公立病院では、コロナ禍の特殊要因を除き、長期的には経常収益は増加傾向にあるものの、経常費用は物価高騰等の影響により年々増加し、経常赤字が拡大している。



中東情勢の緊迫化に伴う県内病院への影響

- 令和8年4月9日、県内57病院に対して、重油の枯渇状況等について照会したところ、48病院から回答があり、結果は以下のとおりであった。

- ・今後も緊迫した情勢が続くようであれば、重油の価格高騰や在庫枯渇の懸念がある。
- ・枯渇した場合、患者受入や手術の停止、空調停止のほか、入浴・清拭・食事提供が困難になる可能性がある。また、災害時には電力供給不足により医療提供が困難になる。
- ・手袋などのプラスチック製品が手に入りにくくなっている(納期遅延、発注制限)
- ・手袋、ペーパータオル、歯ブラシ等、従来使用していた医療資材が入手困難になり、納入業者から代替品へ振替える案内があった。

担当：病院事業庁 経営管理課 経営改革推進室
TEL：077-582-5852

健康医療福祉部 医療政策課
077-528-3611

彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、日本の城の新たな価値・魅力を国内はもとより世界に向けて広く発信する
- ▶ 彦根城の新たな価値・魅力の県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省、文化庁

1. 提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の世界遺産登録の早期実現に向けて、推薦書（暫定版・完成版）の作成に向けた技術的支援（助言）の継続
- ユネスコ諮問機関イコモスの現地調査への準備や適切な情報の共有、彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 彦根城の価値・魅力は彦根城固有のものではなく、日本の城に共通するものであり、彦根城世界遺産登録推進の取組は、国全体の文化の発信に貢献。
- 国において、登録に向けた支援・推進の更なる強化を要望。



<これまでの経過>

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過。
- 令和5年には、文化庁と協議を重ね「事前評価申請書」を作成し、令和5年9月に国からユネスコに提出。令和6年10月にその評価結果が出され、彦根城が表す、江戸時代の「大名統治システム」に顕著な普遍的価値の可能性があるとの評価。
- 一方で、令和7年8月には、国の文化審議会から「説明の充実に向けて引き続き取組が必要である」との結果とともに、改善すべき課題について意見をいただいた。
- その後は、事前評価および文化審議会の結果等に対応した推薦書（案）の作成など、彦根城の世界遺産登録を確実にするため、文化庁と協議を行いながら取組を推進しており、国内推薦候補として令和8年度早期に選定されることを目指しているところ。

(本県の取組状況)

① 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書を締結し、令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（素案）の作成・改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、県内全域の経済・観光団体による応援組織「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。



- この外にも、市民や企業等で構成される「彦根城世界遺産登録意見交換・応援1000人委員会」など複数の地元団体が主体となって、それぞれの立場で機運醸成の取組や世界遺産を生かしたまちづくり活動を継続・発展させている。
- 令和5年7月に、国の文化審議会から彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示された。これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、令和5年9月に国からユネスコに申請書を提出。
 - 令和6年10月に事前評価の結果を受理。以後、事前評価の結果に対応した推薦書（案）の作成を県・市で進め、現在、文化審議会からの意見を踏まえ、説明内容の充実に向けて文化庁と協議を進めており、今後、国の文化審議会の審議を受け、令和8年度に国内推薦の答申を得、令和10年の登録を目指す。

② 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成、維持した江戸時代における大名統治の在り方を、その特徴的な城の全体構造によって示す地方統治拠点の典型・代表例として世界的な価値がある。

③ 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和6年度 事前評価結果の受理
- 令和7年度 文化審議会が国内推薦を見送り
- 令和8年度 国内推薦の決定を経て、ユネスコへ推薦書を提出
- 令和9年度 イコモスの現地調査
- 令和10年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL：077-528-4682



デジタル社会の実現に向けた取組の一層の推進

- ▶ 新たな価値創造や地域課題の解決に向けたDXの取組を通じ、人が人らしく生活し続けられるデジタル社会を実現し、「未来へと幸せが続く滋賀」をつくっていく

【提案・要望先】総務省・デジタル庁

1. 提案・要望内容

システム標準化・共通化に対する円滑な移行支援と財政措置の充実

- 過度な価格高騰を抑止・是正する実効性ある仕組みの構築
- 移行後の運用経費にかかる財政措置の継続・充実
- 標準化対象 20 業務以外の関連システムを含めた包括的な財政措置の拡大

2. 提案・要望の理由

システム標準化・共通化に対する円滑な移行支援と財政措置の充実

- 地方公共団体の基幹システムの標準化は、複数の事業者による競争環境を確保し、日本の官民のシステム調達における課題であるベンダーロックインを解決するためのものと認識している。
- ベンダーロックインの回避には、システムの標準化と並行して、ベンダーが適正な費用を示すと同時に、発注元である地方公共団体がその費用の妥当性を判断できることが不可欠である。
- 国から、ベンダーへの適切な指導と、地方公共団体への技術的な支援の両面を実施し、過度な価格高騰を抑止・是正する実効性ある仕組みを構築していただきたい。
- デジタル基盤改革支援補助金については上限額を拡充いただいたが、市町においては、その後も、上限額と実勢価格との間に乖離が生じ、多額の負担が発生するのではないかと不安が強いので、実質的な地方負担が生じないよう財政支援を徹底いただきたい。
- 移行後の運用経費の増加分に対しては、令和 8 年度に新たな補助金が創設※されたことに感謝申し上げます。令和 9 年度以降も同様の支援を継続していただきたい。※地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金
- さらには、標準化対象業務に付随する「関連システム(自治体独自の施策に関連するシステム等)」の改修コストも多大であり、移行期間中の制度改正等への対応と併せ、これらの経費についても運用経費の一部とみなして補助対象とするなど、包括的な財政措置を講じていただきたい。

(本県の取組状況と課題)

1. 取組状況

- 県内市町の進捗管理と支援：
本県においては、システム標準化・共通化への円滑な移行を目指し、「県・市町情報システム標準化連絡調整会議」等を通じて、各市町の進捗管理や課題共有を緊密に行っている。
- 共同利用の推進：
基幹業務システムについては、複数自治体での共同利用を検討・推進しており、運用効率の向上とコスト抑制に向けた先駆的な取組を展開している。

共同利用グループ	団体名	令和7年度におけるシステム標準化移行状況 (×：特定移行支援システム / 全対象システム数)
彦根市および高島市基幹業務系クラウドサービス共同利用業務（2市）	彦根市・高島市	○令和7年度移行完了
長浜市及び東近江市情報システム共同利用協議会（2市）	長浜市・東近江市	○令和7年度移行完了
単独クラウド（中核市）	大津市	×10/21システム
おうみ自治体クラウド協議会（8市）	近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・米原市	×16/21システム
滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会（6町）	日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町	×16/19システム
	甲良町・多賀町	×05/19システム

2. 課題

- バンダー提案価格の不透明性：標準化移行にあたり、既存バンダーから「標準仕様への対応」を理由に、当初想定を大幅に上回る改修費用が提示される事例が県内でも報告されている。自治体側には積算の妥当性を評価する基準がなく、価格交渉が極めて困難な状況にある。

バンダーによる費用提示の例

【県内ある町に対する見積の例】

基幹業務（標準化対象業務）

システム移行に伴うデータ抽出対応業務

1式 65,000,000円（概数・税込み）

（備考：移行データの提供回数は3回。

移行先バンダーとの打ち合わせ・データ検証に関する資料作成は含まず。）

- 実勢価格と補助上限の乖離：国の補助金上限額の拡充後も、物価高騰や技術者不足に伴う人件費上昇により、実際の見積額が補助上限を大きく超過するケースが生じ、市町の大きな負担となっている。
- 関連システムの付随コスト：標準化対象の20業務以外でも、自治体独自の施策に関連するシステム等において、データ連携のための改修が連鎖的に発生している。これらの費用は現行の補助対象外であり、市町の財政を圧迫する主要因となっている。

担当：総合企画部DX推進課
地域DX連携推進室
TEL 077-528-3382

